

2025年 9月5日
郵政ユニオン 交第2号

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
小池 信也 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

2025年度年末年始業務推進等に関する要求書

日本郵便株式会社は8月8日、「2025年度 年末年始業務推進要綱(案)」及び「2026年用年賀葉書の販売取組」を郵政産業労働者ユニオンに対して示しました。

2025年6月17日「点呼業務不備事案に関する行政処分及び当社の対応について」では、「確実な点呼の実施を大前提として、日本郵便株式会社が保有する軽四車両（約 32,000 台）等を使用することにより、ご利用いただいているお客さまにご迷惑をおかけすることのないよう、引き続き確実かつ適切に提供してまいります。」としていますが、軽四車両についても9月3日、「車両の使用停止処分を科す方針」が報道され、業務運行に大きな影響があると考えられます。

一方で、3PL事業やEC市場の荷物獲得施策により、お歳暮ゆうパックや年賀郵便物のみならず、いわゆるブラックフライデーのセールといった年末商戦の荷物によって11月下旬から繁忙期がはじまり、年々その比重が大きくなっています。

年末年始の業務運行を確保し、良質なサービスを公平に提供するため、必要な要員と施設の確保、労働安全の徹底などが必要であり、また業務に携わる社員の労働条件の向上が不可欠であると考えます。

従って、以下の要求書を提出しますので、10月8日までに誠意ある回答を求めます。

記

- 1 クロネコゆうパケットや、長距離輸送便の中継輸送などの見直しなどが行われた中で行われた2024年度年末年始業務推進の総括を明らかにすること
- 2 「2025年度年末年始繁忙労働力見込」について示すこと
- 3 日別の「引受通个数予測」について示すこと
- 4 いわゆるブラックフライデーセールなどの年末商戦セールについて
 - (1) 社会的情勢やEC市場における荷物獲得により、ゆうパック等の繁忙期間の中心がお歳暮から年末商戦に移っているが、大口顧客の差出傾向について明らかにすること
 - (2) 各セール期間についての要員配置の考えについて明らかにし、運送便の対応や要員措置を講じること

5 年末年始繁忙期の業務運行に関する職場段階における労使の意思疎通は極めて重要です。ルールに基づき、誠意をもった対応と十分な協議が行われるよう指導を徹底すること

6 安全の確保について

- (1) 年末年始業務推進要綱の基本方針に「安全の確保」(①感染症の拡大、②自然災害、③労働災害発生時の対応について、「コンティンジェンシープランを含めた対応策の準備」)が掲げられている。「対応策の準備」について職場段階における意思疎通を図ること
- (2) 新型コロナウイルス及びインフルエンザの感染者が出た場合の会社対応を説明すること
- (3) 季節性インフルエンザの予防接種費用を助成すること
- (4) 電動二輪車における転倒事故等が多発している状況にある。乗務にあたっては十分な訓練を実施して転倒事故防止に向けた対策を講じること。なお、降雪時におけるスリップ防止の観点から、雪用タイヤの配備、専用チェーンを配備すること
- (5) 2024 年度の年末年始繁忙期の(12 月・1 月)における労働災害の発生状況を内外別に明らかにすること
- (6) ロールパレットの等の事故防止の指導を徹底すること。また、パレットの更改状況を明らかにすること
- (7) オーバーヘッドドアに関しては適切な点検を行い、ワイヤロープ等の重要消耗部品の交換を行うこと
- (8) 筑紫局(今年 6 月)・熊本中央局(同 7 月)における配達中のバイク火災、寒川局(同 7 月)の車庫における火災、山鼻局(昨年 8 月)や佐久局(同 8 月)の電気設備の火災が報道されているが、それぞれ原因と対応を明らかにすること

7 車両の確保について

- (1) 6 月 17 日付「点呼業務不備事案に関する行政処分及び当社の対応について」において、日本郵便の車両数は①トラック等約 2500 台、②軽四輪等約 3 万 2000 台、③原付バイク 8 万 3000 台とされた。現時点での繁忙期における①集荷、②配達、③取集、④運送の車両確保の現状とその対策を明らかにすること
- (2) 1t 車の他の運送会社への委託についての確保状況を明らかにすること
- (3) 貨物軽自動車運送事業の行政処分の対象局と対策の見通しを明らかにすること
- (4) 電動バイクについては、①バッテリーの不具合、②コンピュータの不具合等のリコールと修理状況について明らかにし、繁忙期における見通しを示すこと
- (5) 電動三輪ミニカーの配備計画について明らかにすること
- (6) 電動バイクが配備されない局の旧車更改基準について明らかにすること

8 点呼立ち会いに関する要員確保をするとともに、「点呼適正化に向けた取組」では小規模拠点における安定的な環境整備として、遠隔点呼及び業務後自動点呼システムが掲げられているが、運用方法と拡大について明らかにすること

9 現在、多くの郵便局でゆうゆう窓口の営業時間が 19 時までとなっており、不在郵便物(ゆうパックを含む)受取のため窓口の混雑が想定されます。混雑緩和に向けた対策を講じること

1 0 ゆうパック配達に関して

- (1) 自社（正社員・期間雇用社員等）と委託業者の配達比率を明らかにすること
- (2) 一昨年2月に経済産業省・中小企業庁は価格交渉や価格転嫁について適正に対応しているかを調査した結果を発表したなかで日本郵便は最低ランクの評価となった。日本郵便としての改善策について明らかにすること
- (3) ガソリン価格の高騰について、会社として受託者に対し高騰分を加味した単価に設定すること
- (4) 委託業者の長時間労働に対しては配慮するとともに対策を講じること

1 1 年賀郵便物オペレーションについて

- (1) 前日道順組立実施局のオペレーションについて考え方を示すこと
- (2) 12月27日（土）から1月5日（月）までの要員配置について考え方を明らかにすること

1 2 コストコントロールについて

- (1) 行き過ぎたコストコントロールを行わず、必要な要員を確保すること。年末始アルバイトの雇用期間・雇用時間については、事前訓練も含めて局の状況に応じた柔軟な対応を行うこと
- (2) 業務運行上、年末始アルバイトが必要な場合は、必要人数を確保すること。また、年末商戦セールなどの物増も考慮し、雇用期間も十分に確保すること
- (3) 長期雇用の時給制契約社員の基本給が、年末始アルバイトの時給単価を下回る場合は、差額の手当を支給し、時給逆転を解消すること

1 3 休暇・勤務時間管理に関して

- (1) 連続出勤は6日以内とし、1月1日から3日（遅くとも5日）までに全社員に対して休日を確保し、そのための廃休・非番日労働は行わないように指導すること
- (2) 36協定の特別条項を適用しないように指導すること
- (3) 勤務時間管理を徹底し、休憩・休息が確保できるように指導を徹底すること

1 4 年賀葉書等の販売に関して

- (1) 年賀葉書の販売は、郵便局窓口・コンビニ等の販売所を基本とすること
- (2) 年賀葉書の販売にあたっては、「自爆営業」を発生させないため管理者に対しコンプライアンス教育を徹底させること

1 5 年末年始繁忙期におけるコンプライアンスの厳守は重要です。昨年度のコンプライアンス違反の事例内容と件数を明らかにすること。また、具体的な対策を明らかにすること

1 6 2018年10月1日に廃止をした年末勤務手当を復活し、期間雇用社員等に正社員と同様の手当を支給すること

1 7 年始勤務手当を期間雇用社員等に正社員と同様の額を支給すること

以上